

鳥取県告示第 129 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成20年4月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成20年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハウス・ドック
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
上野 昭二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡湯梨浜町大字泊529-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地震・風水害など天災や火災に強い地域づくり、地域防犯対策の促進拡充を図ることにより、住民の生命と財産を守る安全な生活環境を確保すること、また、高齢者などの社会的弱者へのバリアフリー化の促進拡充を図ることにより、安全で安心して暮らせる生活環境を形成することを目的とする。また、地場産業の促進をはかることにより、活力ある社会を実現することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
目的、特定非営利活動の種類及び事業